

総社市告示第11号

総社市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和5年2月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙。以下「国要綱」という。）に基づき、妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対し、経済的支援を行う観点から実施する、出産・子育て応援給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 出産・子育て応援給付金 出産応援給付金及び子育て応援給付金をいう。
(2) 出産応援給付金 出産応援ギフト（国要綱に規定する出産応援ギフトをいう。第5条第1項において同じ。）として本市が支給する給付金をいう。
(3) 子育て応援給付金 子育て応援ギフト（国要綱に規定する子育て応援ギフトをいう。第6条第1項において同じ。）として本市が支給する給付金をいう。
(4) センター 総社市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和5年総社市告示第10号。次号において「センター要綱」という。）第1条に規定する総社市子育て世代包括支援センターをいう。
(5) 伴走型相談支援事業 センター要綱第5条第2項に規定する伴走型相談支援事業をいう。

(事業の開始日)

第3条 出産・子育て応援給付金支給事業を開始する日（以下「事業開始日」という。）は、令和5年2月1日とする。

(支給対象者)

第4条 出産応援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象妊婦」という。）は、出産応援給付金の申請日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている妊婦であって、事業開始日以降に妊娠の届出をしたものとする。ただし、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。

2 子育て応援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象養育者」という。）は、事業開始日以降に出生した、本市の住民基本台帳に記録されている児童（子育て応援給付金の支給額の算定の基礎となる子をいう。以下「対象児童」という。）を養育している者であって、子育て応援給付金の申請日（申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日）において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、同一の対象児童を養育している者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が支給された場合の他の養育している者は、支給の対象としない。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、子育て応援給付金の支給の対象としない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

(出産応援給付金の支給等)

第5条 市は、支給対象妊婦に対し、出産応援給付金を支給する。ただし、支給対象妊婦が同一の妊娠に対する出産応援ギフトを既に受給している場合は、支給しない。

2 前項の規定により支給対象妊婦に対して支給する出産応援給付金の額は、妊娠1回につき5万円とする。

(子育て応援給付金の支給等)

第6条 市は、支給対象養育者に対し、子育て応援給付金を支給する。ただし、支給対象養育者又はそ

の配偶者が同一の対象児童に対する子育て応援ギフトを既に受給している場合は、支給しない。

2 前項の規定により支給対象養育者に対して支給する子育て応援給付金の額は、対象児童1人につき5万円とする。

(支給申請及び申請期限等)

第7条 出産応援給付金の支給を受けようとする者は、伴走型相談支援事業においてセンターの職員が実施する妊娠届出時の面談等を受けた後、出産応援給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 子育て応援給付金の支給を受けようとする者は、伴走型相談支援事業においてセンターの職員が実施する出生届出後の面談等を受けた後、子育て応援給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、次の各号に掲げる給付金ごとに、当該各号に定める日までとする。

(1) 出産応援給付金 出産の日の前日

(2) 子育て応援給付金 対象児童の出生後4箇月が経過した日

4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項又は第2項に規定する申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が特に認める者とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給を決定した場合には、当該申請者に対し、給付金支給決定通知書により通知するとともに、出産・子育て応援給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査において、支給しないことを決定した場合には、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、出産・子育て応援給付金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出産・子育て応援給付金の支給決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により出産・子育て応援給付金の支給を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(出産・子育て応援給付金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により出産・子育て応援給付金の支給決定を取り消したときは、期限を定めて、支給した出産・子育て応援給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(出産応援給付金の支給の特例)

2 出産応援給付金の申請日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した子の母であるもの(妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。)は、第4条第1項の規定にかかわらず、支給対象妊婦とし、出産応援給付金を支給する。この場合において、第7条第1項中「伴走型相談支援事業においてセンターの職員が実施する妊娠届出時の面談等を受けた後」とあるのは「妊娠期間アンケートを提出するとともに」と、同条第3項中「出産の日の前日」とあるのは「令和5年2月28日」とする。

3 出産応援給付金の申請日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に妊娠の届出をしたもの(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者若しくはあった者に限り、前項に該当する者を除く。)は、第4条第1項の規定にかかわらず、支給対象妊婦とし、出産応援給付金を支給する。この場合において、第7条第1項中「伴走型相談支援事業においてセンターの職員が実施する妊娠届出時の面談等を受けた後」とあるのは「妊娠期間アンケートを提出(流産又は死産した者を除く。)するとともに」と、同条第3項中「出産の日の前日」とあるのは「令和5年2月28日」とする。

(子育て応援給付金の支給の特例)

- 4 子育て応援給付金の申請日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、令和4年4月1日から事業開始日の前日までの間に出生した、本市の住民基本台帳に記録されている児童を養育しているもの(出産した児童が死亡した場合の当該児童を養育していた者を含む。)は、第4条第2項の規定にかかわらず、支給対象養育者とし、子育て応援給付金を支給する。ただし、同条第3項各号に掲げるものは、支給対象養育者としない。
- 5 前項の規定により子育て応援給付金を支給する場合において、事業開始日の前日までに当該児童の出生に伴う乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業をいう。)による訪問を受けた支給対象養育者については、第7条第2項中「伴走型相談支援事業においてセンターの職員が実施する出生届出後の面談等を受けた後」とあるのは「出産後アンケートを提出するとともに」と、同条第3項中「対象児童の出生後4箇月が経過した日」とあるのは「令和5年2月28日」と、出産した児童が死亡した支給対象養育者については、同条第2項中「伴走型相談支援事業においてセンターの職員が実施する出生届出後の面談等を受けた後、子育て応援給付金支給申請書」とあるのは「子育て応援給付金支給申請書」と、同条第3項中「対象児童の出生後4箇月が経過した日」とあるのは「令和5年2月28日」とする。